

浦安市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源を有効に活用しながら、幅広い分野で相互に連携・協力することで、地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 暮らしの安全・安心に関すること。
- (3) 教育・スポーツの振興に関すること。
- (4) その他、地域の活性化と市民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し

出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月8日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
千葉県浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 千葉県千葉市中央区富士見町2丁目3番1号
明治安田生命保険相互会社
執行役員千葉本部長 岡田寛正